

平成 22 年度新宿区外部評価委員会第 2 部会 第 1 回会議要旨

<出席者>

外部評価委員（4 名）
岡本部長、小菅委員、中原委員、山村委員、
事務局（3 名）
木内行政管理課長、大竹主査、担当 1 名

<開催日>

平成 22 年 6 月 1 日（火）

<場所>

区役所本庁舎 6 階 第 3 委員会室

<開会>

1 補助事業評価等について

【部会長】

皆さん、おはようございます。

第2部会の第1回の会議を開かせていただきます。

本日は、まず評価対象の抽出ということです。

本題の補助事業に入る前に、計画事業について、昨年度、「外部評価を踏まえた区の取り組みについて」で、何かこちらの趣旨とちょっと違うのではないか、気になる項目等がございましたら、挙げていただきたいと思います。

第2部会関係でいきますと、「だれもが人として尊重され、自分らしく成長していくまち」ということで、「成年後見制度の利用促進」、「男女共同参画の推進」、「ワーク・ライフ・バランスの推進」というところでございます。

【委員】

それなりに対応をしてくれている。12ページの結びのところで「区は委託元であるとの主体性を持って」というふうに、一番言いたかった部分を、一応受けとめている。この制度自体の重要性からすれば、この水準で十分かどうかは議論になるところかもしれないけれども、取り組みの姿勢としてはきちっとしていると取れました。

【委員】

そう思います。活かされたと思います。

【部会長】

そうですね。ここは割と活かされているかなと思います。

【委員】

これはいいですね。

【部会長】

「男女共同参画の推進」はどうですか。

【委員】

「男女共同参画の推進」は、区がお考えになっている、あるいは一般的に行政でこの問題を取り上げる手法はこういうことだろうと理解できますが、7つの分野での目標を設定する、あるいは審議会に女性の委員が多いとか少ないということが、この問題の本質ではなくて、もっと社会的に女性がいろいろ活躍する場をつくっていくようにするというのが本質なのではないかと思いますが。

【部会長】

やはり、最初の7つの分野でこぼこがあるのも、逆に多いところはある意味でいいとして、低いところをもうちょっと上げる、そういうような対策も必要では。だから、この7つを平均するのはどうなのだろうということでした。

【委員】

それは「外部評価を踏まえた区の取組みに」13ページの右上のところに「ご指摘のとおり平均値だけでなくそれぞれの分野での取組内容も内部評価に反映していきます」と言っていますから、それはそれでいいですね。

【委員】

その7つの分野という整理で、そのでこぼこが直れば、男女共同参画社会になるのかというあたりが、行政手法だということになるのですかね。

【部会長】

ということなのでしょうね。ある種の分野を区切って目標値を設定しないということだとすると、これでよしとするかということですね。

【委員】

13ページの左側の下、「因習や社会通念など、区が推進しようとする男女共同参画の意図を明確化し、改善する方向での協働までには至っていない。柔軟な発想で事業を実施して欲しい。」このところ、この表現で意図が十分伝わっているかどうかかわからないのですが、それに対して右側で、講座などを通じて図りますということですね。

【部会長】

柔軟な発想で推進に努めまるのはいいのですけれども、何か物足りないな。

【委員】

14ページの3行め、「庁内の各部署が、男女共同参画社会実現への役割を担っているという意識を定着させるとともに」というのは、役割を担っているという意識を定着させるということのレベルなのか。それぞれのセクションにおいて、男女共同参画という形で仕事が進むというようなことにするということなのじゃないかと思うのだけれども、それがこういう表現でお

答えになっている。男女共同参画の実現というのは何なのかということの定義とも関わるのですが、これはこれでしょうがないということなのですね。

【部会長】

その他のところで言わんとしたのは、どうしても男女共同参画というのは、ばらばらにいろいろな部署が関わっているの、それぞれの部署が担っている役割を明確にして具体策を持ち寄らないと達成が難しいため、ちゃんと動いてくださいということでした。

【委員】

日常の業務の遂行が、そういう形で行われるということが目標なのですね。

【部会長】

これは、こちらの表現の問題なのかなとちょっと反省もしているのですけどね。

【委員】

この区長の総合判断で、具体的に、では、こうしますという提言はできるのでしょうかね。

来年度はこういうことを目標にしますということを、共通認識として上げて、ここに提案できるのでしょうか。それとも、これはとりあえずそれを受けとめましたという回答であって、翌年の内部評価に反映されるということなののでしょうか。だとすると、ここでの回答というのは、やはりこの程度しかできないものなのですか。

【事務局】

この部分は、事業によって違うと思います。内部評価した段階で、次の課題だと考える、あるいは外部評価で指摘された部分を、この取りまとめる時点で具体的に、来年度こうやるというものが明確になっているものについては、こういう取り組みをしますと書けます。指摘を受けて、今後どうしていくかという部分について、予算措置が必要になってくる、あるいは庁内の調整が必要になってくる部分については、意気込みの部分は書いても、具体的にこうやりますとは書ききれない。特にこの男女共同参画は、自分のところでその事業をやるものについては、こういうことをやりますということは書きようがあるのですけれども、庁内の各部署に対して、こうやりますというところまでは、なかなかこのタイミングでは書き切れない。

それと、具体的な部分として、男女共同参画推進計画を策定して、各部署に進めてもらう立場のところとしては、多分この意識を定着させるという表現が入ってきたというのは、計画策定するほうではその注意を持っても、現場に入っていくと日々の仕事に追われて、まだ十分定着していないだろうという認識がある。まず、それを定着させたいという思いがあってこの表現が出てきたのだと思います。

【委員】

まだ「日ごろの業務の遂行において、仕事のやり方を男女共同参画という観点で見直して、より効率的に、より効果的に仕事を行うようにいたします」ということを言う段階に達していないから、まず、そういう方向への意識を強めるというお答えになっているわけですね。だから、我々が願う男女共同参画への道というのが、その現状を一步でも前進させればよいと評価していくのかによって、これでは問題があるとするのか、一步前進だとするのか違いますね。

【委員】

ただ、逆に言うと、各部署に意識を高めるという回答が出ただけでも、ある意味で外部評価の指摘はよかったということですね。

【事務局】

外部評価委員会から指摘されるということは、各事業課を指導する際に、応援になります。目標値で、附属機関の男女構成比で、附属機関によってばらつきが大きいというのも、男女共同参画のほうでは、共同参画社会実現のために女性の比率を高めて欲しい。そういうことは、毎年のように投げかけているのですけれども、一方、それを受けとめる事業課のほうにしてみると、附属機関の構成というのが、必ずしも行政のほうで自由に選べるというわけではない。公募の場合ですと、やはり一定の基準のもとで評価しますし、あるいは、関係団体や議会から推薦をいただくときに、区がこういう男女共同参画を推進しているのではという断り書きを入れても、男性ばかり推薦が来たときに、これじゃ困りますということとはなかなか言えないものですから、そうするとその任期中は、どうしても女性が抜けた後に男性を委嘱せざるを得ない。

男女共同の場合は、いくら言ってもなかなか動いてくれないという部分が、現実問題としてあるので、少しでも多くの職員、あるいは推薦していただく団体に、意識を定着させたいというのが多分主管課の思いだと思います。

【部会長】

そういう意味でいきますと、次のワーク・ライフ・バランスの問題も、こういう回答にならざるを得ないのかなという感じがしますね。

【委員】

だから、ワーク・バランスも、こういうふうにコンサルタントに指導させるという程度のレベルでいい話なのか。

【委員】

「男女共同参画」、「ワーク・ライフ・バランス」は、もう少し目玉になり得るような取り組みがあってしかるべきではないかと思います。

【委員】

男女共同参画もワーク・ライフ・バランスも、やっていることを批判するのは簡単で、ということでは不十分だというのは簡単なのです。では、新宿区として何ができるのか。私たちがこういうことをしたらどうですかと、何か案を出せばいいのですが、これでは男女共同参画の実現は、あまり効果はないでしょうというだけでは、言われるほうも困るわけですね。例えばこういったものをもっと利用してください、アンケートの結果なりを、もう少し信用してくださいとか、そういうことは言えるのですが、こういったことは国とか都とか、もっと大きなところでできることもあるはずで、新宿区がどこまでできるか、どういう方法でいけるかというのは、なかなか難しいところですね。

【委員】

協働の視点的に言えば、いろいろな応募をしてくださいというときに、男性が積極的に応募

しているか。あるいは町内会の活動とかそういうことを通じて、女性が積極的に活動していた
だけのような条件づくりをして、結果として積み上がっていくことにより、区全体に反映して
行くのではないかと思います。

【委員】

そうしたら、そういった具体的なことを提言すればいいのではないですか。

【委員】

協働という視点から見たときに、例えば男女共同参画で言えば、もっと女性が積極的に地
域の活動とか審議会への応募とかしていくべきだと思いますし、ワーク・ライフ・バランスの
ほうも同じような意味で、企業に試験で入ってくる成績は女性のほうがいいわけですが、入っ
てしまってから現実、男性のほうがやっぱりまだ幅をきかせていて、課長になるのが多かつた
りしているのですよね。

【部会長】

その辺は、ちょっと全体の個別目標のところでも議論したいと思います。

次の16ページの、「保護者が選択できる多様な保育環境の整備」真ん中のところ、「改革方
針への意見」ですが、「区立幼稚園の入園者が減少し、私立幼稚園の利用者が増加しているの
かを検討する必要である」という評価に、「預かり保育、給食の有無などが減少の要因であ
る」と書いています。私立保育園という民業を圧迫しないというのが区立保育園の立場なのか、
区立保育園はある意味で区の中で、区の子どもの養育を保証するという立場なのかというのは
難しいのですが、原因が分かっているのだったら対応をという、すごくここが気になったとこ
ろなのです。

【委員】

例えば、三鷹市は、公立を減らして私立を援助するという方式ですね。ですから、非常に私
立中心ですね。

ここは結構ポイントのところ、政策的には区立に来てもらいたいということを願いつつ、
来る人が少ないということを言っているというふうに理解するのですかね。

【委員】

この16ページの真ん中のところの右側のところの後段「区立幼稚園の適正規模、適正配置と
ともに、保護者が個々のニーズに応じて選択できる多様なスタイルの「子ども園」の導入を検
討します」は、区でやっていくことがいいことだと、それが基本方針と、それに必ずしも消費
者というか生活者がついてきていないと理解して、この問題を考えていけばいいのですかね。

【部会長】

区の方針が、どうなのか。

【部会長】

私立の保育園がたくさんできて、それに対して利用者には補助金を出しているのだから、そ
れでいいと言え、いいのかな。

【委員】

区立を十分に利用してもらいたいという方針であれば、私立に見習って、いいところを取り入れて欲しいということなのですね。

【部会長】

だから、区立の方針に対してどういう方針があるのかな。それを全部、認証保育園、子ども園の導入に切りかえていくのかとは、ちょっと読み取れなかったなというのが一つなのですが。

区立保育園は、区立単独ではなくて、幼保一元化の流れでいくのだということであれば、これは回答なのかなとは読めたのですけどね。

次の17ページの「地域における子育て支援サービスの充実」の「適切な目標設定で70%に引き上げます」、18ページの「協働の視点による評価で、コーディネートできる職員を育成します」とか、積極的なご回答をいただいているなという感じがいたします。だから、そういうふうに見ると、この回答は、そんなに問題視してはいけないのかなという気がします。

【委員】

そういう意味では、コーディネートできる職員というのは、左側の外部評価実施結果で言っている、「行政がその司令塔の役割を守れる体制をとることが大切である」に対しての答えですが、具体的には、コーディネートできる職員というのは、どんなイメージのものを言うのですかね。

【委員】

そうなのですよ。それと、もう一つ、行政は異動しますよね。

【委員】

左側の外部評価実施結果で「サービスを必要とする区民が、新宿区らしいサービスを無理・無駄のない形で受けられるようにするためには」とかなり高度なことを言っていますね。それに対して「コーディネートできる職員の育成を行います」ということが、どういう意味を持つお答えなのか、私には不明瞭でした。また今年もそういうことを、意見交換すればいいということなのですかね。

【部会長】

そうですね。ここは子ども家庭支援センターの話も出てきていますので、聞いてみてもいい事業の1つかなとは思いますが。

気になる個所があったら、ご意見をいただきたいと思います。

「特色ある教育活動の推進」、「確かな学力の育成」の回答は、こちらが言わんとしたことがうまく伝わっているのかという気もしますね。例えば19ページの最後の「4つの視点等への意見」で「確かな学力が順調に進行している根拠は何か、具体性に乏しい」と、指摘したのですけれども、19ページの右側で「校長会でも効果的であると評価されています」というのですね。それは、具体的なのかどうか。

【委員】

いわゆる学校の評価というのは、点数や素点だけでは計れないものがあると思います。そういう点で、本来なら教育委員会が言っている学力、あるいは区民が言っている学力というのは

一体何だろうか、定めがないわけです。学力の定義ということが、大きい課題になるために、なかなかその根拠も示せない。今、部会長がおっしゃるようなことだと思います。

【部会長】

そうすると、根拠を示せと言っても、結構難しいということですね。

【委員】

疑うわけじゃないという前提で、特別の配置の職員が、目的外に使われているのではないかということを言ってしまいましたが、ヒアリングでそういうことはないということをお聞きしましたけどね。

【部会長】

予算的には、結構大きかったですね。

【委員】

平成22年度では「予算の概要」54ページです。1億7,800万円。

【部会長】

1億7,848万出していて、51人ですね。

【委員】

区の予算としては小さくないのでしょうか。そういう測定した場合に、その学校に配置されている職員というのが、本当にその学力向上のために活用しているのかどうかが見えないというふうに指摘したのですね。

【部会長】

それこそ確かな学力は何かという合意がない中で、一応点数ではないということを言うと、校長会で評価があると言われているのだからいいのではないですかという話もある。それにしても1億7千万余の予算をつぎ込むというのは、どうなのだろうか。予算的なことは、ここではあまり言えないのですけどね。

【委員】

言えないのですね。確かな学力というのは、例えば素人、区民のレベルから見れば、小学生、中学生の読み書き、そろばんであり、そういうことがちゃんとできているかどうかという評価をどういう形でしているのか伺いたい。例えば、A小学校は6年生の3分の2が私立の受験をします。それはいいか悪いかは別ですよ。そういう場合に、確かな学力というよりは、学校の雰囲気かむしろ学習指導というか、進学指導となっているのではないかなと思います。それが果たして、本当の広い意味での区民の基礎的な学力の向上につながっているかどうかということをお聞きしたいわけですよ。

【部会長】

これは、次の「特色ある教育活動の推進」というところも含めて、教育委員会のほうにトータルに伺ってみる。

【委員】

膨大な予算を使っている特別配置職員が日々何をしているかを聞きたいのですよ。だから、

学習の遅延した子どもを集めて学習しているとかのために、どうしても一般教員のほかに、特別配置の教員が必要だということはわかるわけですよ。それらを、日常的にやっていただければ、なるほど、この学校では確かな学力を追求しているなということは分かると思いますけど、見えなかった。

【委員】

21ページの、学校適正配置の話というのは、いわゆる学区制の問題とか、そういうこととも絡む基本問題です。ここで書かれているのは、学校適正配置の適切な施策であって、ただ評議会ですムースに方向への一歩を進められていないことについての表現になっていますね。

【部会長】

この辺は教育委員会関係なので、逆に教育委員会の方に、トータルするとかいう事業をどう考えているのかと伺ってもいいのかなと思っております。適正配置と教育とか、特色のある教育とかというのは、全部、多分関係してくる問題かなと思います。

次の、「地域との協働連携による学校の運営」これも教育委員会ですよ。「家庭の教育力向上支援」これもちょっと難しいのですが。

【委員】

これは、23ページの右側の上のほうで「国私立学校入学の保護者への対応は、他の手段により対応します」というような言い方になっているので、国私立を受けるということが、例外的な世界であればそれでもいいけれども。

【部会長】

ただ、他の手段というのが何なのかというのは提示されていないということはあると思います。その辺をまとめて、経常事業の件もあるので、教育委員会のやっていることの中で一番予算を取っているのが、先ほどの「確かな学力の育成」ですね。それも含めて、経常事業との関係で聞いてもいいのかなという気はあります。

【委員】

初歩的なことですけど、この「家庭の教育力向上支援」というのは、あくまでも小学校へ入る子どもたちに対してのことであって、先ほどの中学校へ行くような子どもたちがどういうことだとか、塾へ行っとうだとか、そういう問題とは別の問題ですね。

【部会長】

入学前の健診のときにやる。

【委員】

その点ということをやっているのですね。

【部会長】

そうなのです。ただし、早期に国立とか私立に小学校から行くお子さんも多いので、その辺については公立学校だけでいいのですか、つまり区立でいいのですかということ聞いたつもりなのですが、他の手段という言い方で終わっているということはありませんね。

次が、「総合運動場及びスポーツ環境の整備」、「子ども読書活動の推進」になりますが、

区民ニーズのとらえ方の手法というのは難しいですかね。

【委員】

例えば、総合運動場の整備に500万円の予算がついていますけれども、これは評価結果を反映した予算としての500万なのですか。

【部会長】

区民ニーズを捉える手法と私どもが言ったのは、手法を考えましょうという話だったのが、調査になったということですね。平成22年度予算の概要の61ページに書いてありますが、3つ調査しますとなっています。これは、ちょっと意外な結果でしたね。だから逆に結果を見ましょうということにもなると思います。

次の「子ども読書活動の推進」ですが、延べ人数だけではどうかという指摘に、平成16年の読書活動推進計画からの経緯の説明で終わっているのですけど。登録者数が区内の子どものうちの何%か、継続利用が何%か、何で両方やらないのだろうか。読書活動推進計画における数値目標はあるにしても、両方、中央図書館の人が必要だと思えば、とればいいんですよね。

【委員】

目標に対する指標になっていないような気がしますよね。

【部会長】

回答も、前は登録率を数値目標としていましたが、利用増加に結びついているかどうか確認できないということで、目標としていないというので、うまく趣旨が伝わらなかったのかなというのと、図書館機能というのは図書館がやっているからというあたりで、教育委員会がどの程度きちんと図書館との連携がとれているのかなというのが気になったところです。今回の回答では、はぐらかされてしまったという気持ちが強かったのが、子どもの読書の推進です。

【委員】

だから、25ページの最後のところの「改革方針への意見」でも言っているように、図書館の存在を十分周知し、利用方法を改善し、よりよく利用できるようにする。あるいは図書館の楽しさというものを学校教育の中で浸透させるような、施策または手段というかシステムということを考えていくことが必要な段階にあるわけです。内部評価で反省をし、それを改善していくということが求められているのだけれども、延べ人数とか、利用率とか、利用方法を浸透させることは大切であるとか、指摘と一歩ずれていますね。

【部会長】

一番こちらの言わんとしている事と、ご回答にずれがあるなと思っていました。小さいころの本を読む習慣はとても大切だと思います。読む楽しさとか、図書館の利用の楽しさというものを小さいころに身につけておけば、大きくなっても本を読む習慣ができてくると思います。ですから、図書館は、地域の子育てにとってはすごく重要な部分だと思っていますので、ちょっと残念なご回答だったと思っているところです。

【委員】

平成16年に子どもの利用登録率を指標にしたところ、実質的に図書館利用の増加に結びつい

ているかどうかの確認ができなかったとありますが、この文言だけではなぜそうなのかというのはわかりづらかった。

【部会長】

確かにおっしゃるとおりこの文言からでは見えない。

【委員】

これは、ヒアリングしていないから、こちらの意図も伝わらないし、向こうの意図もこの図書館に関して言ってきてで終わっている。

【委員】

この「子ども読書活動の推進」は、基本的に家庭教育へのアプローチがないと推進しないということが一つありますね。そういう点で、私たちが評価するときに、その視点がちょっと弱かったかなという感じがしました。

私は学校図書室を見ると、冷たいというか、小学生や中学生が利用する雰囲気ではないと思います。一つは子どもたちが本を手取るような条件整備ができていない。例えば、図書館司書が必要です。司書がいなければ、司書にかわるようなボランティアでいいから、子どもたちが本を探すときにアドバイスをやってやらないと、特に低学年であれば子どもたちは探せない。どんな本を見たいの、どんな本を読みたいのという言葉と、それに対応できるような条件整備が必要です。それから、もう一つ、もう一步踏み込んで、読み聞かせてよく聞きますよね。低学年に読みたい本を出して、読んで聞かせるというアクションを起こしてやる。

検索、読み聞かせ、それから司書という条件整備をしていく。そういう条件を整えないと、推進策というのはハードの面だけで終わってしまう感じがして、区で言うような定着が図れないと思います。

ですから、そういう視点の評価をすべきであったという感じが、今ではあります。

【委員】

小学校での読み聞かせや、お母さんたちのボランティアとか。

【委員】

その差がすごく出てきていると思います。だから、読み聞かせをやっているところは、本当にみんな本を読みます。そういうことが、地区によっては全部行われていないから、区で運動としてやる場合は、必要じゃないかなという感じがします。

【委員】

図書館だけではなくて、子どもたちにとっては身近な学校の図書室の利用も推進するような働きかけが必要ですね。

【委員】

そうです。学校は予算に限度がありますから、学校にこの本はないね、じゃ図書館へ行ってみようというふうにやってくれるとありがたいです。学校教育と家庭教育の連携がないと普及しないという視点を、私たちは持つべきであったという反省です。

【部会長】

「子ども読書活動の推進」に学校図書館への図書館司書派遣などは出ています。
経常事業との連携を見ていくいいテーマかもしれません。ありがとうございます。

【委員】

今やっておかないと、端末機器が出てきちゃうと、ますます子どもたち、そっちに飛びついてしまう。

【委員】

今、ぜひ強力的に推進して欲しいと思いますね。

【部会長】

次の、「心身ともに健やかにくらせるまち」では、「新型インフルエンザ対策の推進」と「食育の推進」です。

【委員】

食育は、28ページのところで、具体的なことと健康との関わりとかいうことを話しているのですけれども、この右側のお答えを見ていると、ボランティアを登録するとか、メニューのコンクールだとか、そういうような方法論を中心に議論していますね。ところが、食育というものを通じて、健康を増進をしたり、豊かな心を養ったりということが目的なのか、食育というものを通じて、健康や命というものを大事にしたり、地域との関わりを見直したりするようなことまでも求めるのかというあたりが、少し違うような感じがしないでもない。

ですから、28ページの最後のところ「協働の視点による評価」の食育祭の企画とか、ブースとか、児童館での食育活動はボランティアに任せるとかいう細かいことではない。これは、男女共同参画とかと同じように、目標のレベルでの認識として、どういうふうに考えるのかということにも関わってくるのではないかと思います。

【部会長】

これも、だから食育の推進というので新たに予算化されたのですね。

【委員】

要は、私たち自身の健康の問題であり、日常の生活や何かをどういうふうにしていくのかということを行っているのですよね。

【部会長】

そうですね。

あと、インフルエンザでは大分議論しましたが、確かに急だったということもありました。

【委員】

直っているのではないですか。ただ、29ページの右側の下から5行目ぐらい「国や都の度重なる方針の変更があった」というリスク管理としての問題を考えると、方針の変更をどうやって乗り越えるかという議論をしないと、リスク管理にならないということですよ。

【部会長】

あのときの回答に比べると積極的な施策だと思います。

もうちょっとこちらの視点が反映されていないかなと思いましたけど、でもある程度は反映

されたかなと思います。

31ページ「Ⅲの安全で安心な、質の高い暮らしを実感できるまち」で、この辺はほとんど、本当に決められたところで動いている事業です。例えば、「介護保険制度改正に伴う支援」では、利用回数が増えてきているとか、「ホームレス及び支援を要する人の自立促進」では、本当に必要なところに区として出してくれている。あと都の支出とかいろいろなところでお金が出ている部分もあるのですね。ちょっと難しい部分なのかなと思っております。

教育委員会関係と健康のところを中心に、計画事業に関して個別目標から見てこの計画事業をどうやっているかと、経常事業との関わりで見ていくということにしたいと思います。

今日の本題のところ補助事業に関してなんですが、全部で24、基本的には全部の事業の評価をやるという話ですね。

【事務局】

中心となるのは、3年間を通しての評価、役割分担、目標の妥当性、目的の達成状況等、文章表現をしており、それを踏まえて総合評価をしています。そこに課題があれば課題に、改革方針に今後の考え方を示しております。この補助事業の目的から見て、各事業部のほうで評価した内容、あるいは改革方針が妥当かどうかという部分で、まずご確認をいただいて、これはおかしいのではないかとこの部分を中心に、ヒアリングの対象とするものをどう絞っていくか。24事業、全部ヒアリングをしていただいても、もちろん結構です。

例えば「男性の育児・介護サポート企業認定モデル事業」も、いわゆる補助事業としてヒアリングをしていこうとするのか、あるいは、先ほどご議論にもなったワーク・ライフ・バランスについて、計画事業としてもう一度ヒアリングをするべきだとか、その中で出ている部分もあわせて確認いただければと思います。

【部会長】

これに関してはそんな気がしますね。でも、これ10件に対し4件で目標どおりというのは、どうなのだろうかという感じですね。

「プレイパーク活動の推進」は、補助金等審査委員会では方法の見直しが必要と言われていて、21年度では目標どおりの成果。方法の見直しがされていたかどうかですね。

これは、執行率84%で年々下がっているのですよ。金額的には上がっているから、決算額は上がっているのですけれども、執行率は下がっている。ということは、逆にこれだけの予算が要するのかという話でもありますね。

「民間学童クラブ利用料助成」は執行率は低いですね。

【事務局】

これは要綱まで確認してみないと何ともいえませんが、補助対象としているのが、生活保護世帯、非課税世帯、兄弟入所世帯となっています。かなり絞られたところにだけ対象としているのですね。また、申請ですから必ずしも全て申請しているかどうかはわからない。そうだとすると、こういう制度があるということを周知するのが課題になってくるのではないのでしょうか。

【部会長】

予算件数が204件と毎年ちょっと半端な件数ですね。

【委員】

学童クラブを利用する利用料の補助なのですね。

【事務局】

要綱とか、実績とか、具体的なものをあわせて見ないと分からないところは実際にあります。

【委員】

でも、執行率は増えていますね。

【部会長】

執行率は増えてはいますね。ただ、当初の予算から見ると、予算が204件の割にはというところがありますね。

【委員】

目標どおりの成果というのは。

【事務局】

評価シートだけではそもそも204という設定が何なのかがわからないので確認いただく必要があります。

【部会長】

そうなのです。そこの辺はご確認いただく。目標が3割ぐらいの執行率があればいいということだったのか。だったら予算を48万円でいいのかとか、初めから10万単位なのだったら20万ぐらいにしておくのだって構わないわけですよ。

【委員】

今のところで、補助の目的は学童クラブ需要増における定員超過解消のため、民間学童クラブを利用することを誘導している。で、利用につながっているかどうかですよ。補助を出していても、それにつながっていなければ効果がない、意味がないということになります。つながっているかの話はここでは見えてこないです。そういったものを、資料として請求すればいいということでしょうか。

3年間を通じての評価の「目的の妥当性」は、時間延長等を実施する学童クラブを利用しやすくすることになり、区民ニーズを踏まえており妥当というのは、定員超過解消は民間クラブにおいてという目的と若干ずれています。区ではなくて民間の学童クラブを利用したときのということなのですね。

【部会長】

民間の学童クラブだと時間延長をしてくれているわけですよ。

そうすると、生活保護世帯等で、働いていて、時間延長してくれる学童クラブに行って、それに対する助成を出しているということになりますね。

【委員】

私立の学童クラブの利用を促進するために、こういう補助金をやっていますよということな

のでしょう。

【部会長】

そうですね。大久保小学校地区でエイビイシイ風の子クラブは定員50人で、戸塚第一小学校地区に早稲田フロンティアキッズクラブも定員30人で、落合第四小学校地区の新宿せいが学童クラブも36人でやっていて、ここに補助金を出しているということですよね。

【委員】

家庭に出しているということですね。

【部会長】

百十何人しか定員数がないにもかかわらず、何で204件なのか、これは確認ですね。

次の「地区青少年育成委員会活動への支援」、地区に青少年育成委員会があって、それに対して補助金を出している。ここは執行率ほぼ100%に近いです。

【委員】

新宿区には、区が認可して助成をしている地区団体が4つあるのですよね。町会連合会、町地区協議会、地域センター管理運営委員会、育成委員会。この4つが同じとは言わないけれども、かなりの部分でかみ合っているのです。どうも青少年健全育成なのか、地区行事なのかというのが分からない事業がある。この青少年健全育成という視点からすると、中身がどうも分からない。何か分かる方法はないですかね。

【事務局】

例えば、実績報告や事業計画書の提出を求めれば、中身は比較ができるかもしれません。

【委員】

地域センター管理運営委員会でも、センターまつりなどをやっているのですよ。地区協議会でも、それに類似するようなことをやっているわけですよね。

これは誰かが整理したほうがいい事業じゃないかなと思います。

【部会長】

交付要綱等の内容の見直しに載っていた検討を進めるなど、より実態に即した補助事業としていきますが改革方針ですね。

【事務局】

都市と農村の青少年交流事業の要綱を21年4月に廃止し、地区青少年健全育成委員会事業補助交付金要綱の中に、自然が豊かな地域の青少年との交流事業を追加して一本化したということです。

【部会長】

昭和47年からずっとやっているのですね。

【事務局】

目的の達成状況のところに、10地区あって、99事業やりましたと。それと、自然豊かな地域の青少年交流が4地区やりましたということがありますので、実績報告の中には、この99事業が4地区でどういう行動をしたのかというのが出てくるものと思います。

【部会長】

かなりの参加者もあったということになります。

【委員】

事業はたくさんやっているのは、分かっているのですよ。それから、お金の使い方というか決算の仕方なんかは、何らかの形で区の職員が関与しているのです。だから、出張所の職員や所長さんや副所長さんがきちんとやっている。それは問題ないのです。

ただ、青少年健全育成とは何かという認識が薄いと思う。だから、行事屋になっちゃうのですよ。行事がいけないと言っているのではないのですけど、行事は家族でやったり、町会でやったり、町連でやったり、地区協議会でやっているのですよ。だから、本来の青少年健全育成というのは、未熟な青少年の自立支援をしなきゃいけない。自立支援をするにはどうしたらいいかということをみんなで協議して、地区の課題や自立を支援するために実態把握をして、その上で自立支援のための行事をして欲しい。

それには、学校、地域、子育て支援センター等との関わりや、児童館等との連携をしていくということがあるでしょう。そういうことをしている努力が見えてこない。子どもを集めてサッカーを見に行く、釣り堀へ行くとかということは、交流とか仲間づくりになるでしょうが、1,000万円近いお金を使ってやる事業ではないだろう。自分たちが受益者負担でやるべきだと思います。

いじめ、ひきこもり、虐待の問題が地区にあります。そういうことについての取り組みをしているのか、事業展開していただけているのかを外部評価委員としてきちんと評価すべきだと思います。

【委員】

青少年というと、ここでは大体何歳から何歳ぐらいを想定しているわけですか。

【委員】

学齡児から18歳未満までは一応青少年じゃないですかね。

【委員】

こういった行事で参加をするのは、実際に小学校低学年ばかりだと思いますが。

【委員】

自立を助け、学校でもできない、家庭でもできないことを地域でやるということだと思ふのですね。そういう視点が欠けているように思います。

【部会長】

予算的にはきちんとしているということなので、行事内容というか、活動内容の確認ということですね。

【事務局】

審査会の16年の答申のときも、区が地域における地区青少年育成委員会の活動をどのように考えているのか、他の団体との関係をどうしようとしているのかを、十分検討する必要があるという指摘をいただいておりますので、単に事業をやっているからということでなく、委員の

おっしゃったようなところを再度ご確認くださいと思います。

【部会長】

はい、わかりました。

続きまして、「認証保育所開設準備期間施設賃借経費補助」。20年度からですね。

その次の「認証保育所保護者等の負担軽減」この2つが両方とも認証保育園関係です。最初のが開設準備で施設側、次が利用する親の側の支援となります。これについてはどうでしょう。

【委員】

認証保育園を必要とするような状況にあるわけですね。補助する事情があるわけでしょう。

【委員】

待機児童対策のため認証保育所を、ここ1カ所増設しないとニーズに対応し切れないということなのでしょう。

【委員】

対処療法的に今不足している状況の中でどうしてもやらなきゃいけないから、特定の箇所にこういうふうに予算をつけてやった。

【部会長】

これでどの程度解消したかですよ。176人、定員枠が増えた。

【委員】

いずれにしても、どうしてもやむにやまれず、こういうことをやってきたということですよ。

【委員】

予算と決算額がぴったり合致しているというのは、もともと予算を組む段階で、はっきりした額が分かっていたということなのではないでしょうか。

【部会長】

20年度は執行率が低いですけど、21年度は100%の執行率ですね。

【事務局】

これは1枚目を見ていただきますと出ています。その段階で、区としては「何施設どこに建たいです」という話で場所を決めて公募します。そうすると、その段階で大体いくらぐらい、3施設建てたければ3施設分の予算で上限が決まっていますから。

【委員】

全部達成できれば、新宿区の家賃は高いので補助の上限を超えちゃいますから、予算額と決算額が合う。ただ、例えば公募状況や開設が間に合わないとか何かがあった場合には、予定していた予算が執行されないこともある。つまり、いかに事業者を呼び込むかにかかってくるので、こういった補助を用意したというのが多分あると思います。

【部会長】

これは、「平成22年度予算の概要」41ページですか、開設準備経費補助。このあたりになるのでしょうか。

【事務局】

認証保育については、区として待機児対策を最優先課題ということで、待機児対策解消に向けた全体計画というのをつくっていきまして、その中で何年度、認証が何所という数だけは持っているのです。実際に募集したけれども、手を挙げる事業者がいなくて、追加募集して出てきて、結局その年度でなくて、翌年度に繰り越してしまうという形で数の増減が出てきます。

【部会長】

待機児の多いところは4月の時点でわかるわけですね。そうすると、翌年度はそこを中心に募集をかけるというようなこともしていらっしゃるということですね。

【事務局】

どこの地域にというのは、区が決めて公募します。事業者は公募の公表があってから初めて動き出すので、必ずしもその年に3つやりたいけど、3つの事業者にならなかったとか、そういうことも発生してしまうというのがあります。

【委員】

これは、今後もやっていくということですか。

【部会長】

そうですね、今のお話ですと、何年までにいくつつくるという区の計画があるので、まだ、つくる予定ということでしょう。

【事務局】

定員枠といいますか、枠を毎年3桁増やしていますが、今、増やす以上に待機児が増えるという状況にあります。

【部会長】

制度が整うと、それが呼び水になって、さらに利用希望者が増えるということはあると思いますよね。だから、これは補助金事業として適正かどうかというのは、つまり、公募をやって補助金を出すのだから適正なのですよ。100%だから。

これは公募事業で、手を挙げたところが適正かどうかという審査は当然区でやってくださっていると思いますので、前とは違うなという感じがします。その辺は、違うタイプがあるということ、念頭に入れておいていただきたいと思います。

次が、今度は認証保育園に子どもを預けた場合の補助金ということですね。1人当たり2万円。保育室の場合は1万2,000円。保育ママさんの場合は4,500円ということですよ。その執行を見ると85%。かなり効果は高い。平成19年からやっているのですね。これは目標に沿う形でできている。

次が、「私立幼稚園協議会への事業助成」これも長いですね。昭和48年からやっています。これは毎年90万円出すというのが定例化しているって感じですね。これは90万円で何をやっているか、ということを見るしかないですね。

【委員】

新人研修から、園長研修、実技研修、教養まで。

【部会長】

4分の3の補助、毎年90万円ということで、それが適切かという話になるのですけど。

【委員】

先生方の研修に使われているということですね。

【部会長】

90万円が適切かという話になるのですか。本当はもっとあってもいいじゃないかな。

【委員】

研修の内容にもよるでしょうからね。だから、120万円事業でしょう。そのうちの4分の3の90万円をいただいている。1カ月10万ぐらいの研修費はしょうがないのかな。

【事務局】

これは、もとかいわゆる団体補助だったものを、審査会の指摘を受けて事業補助に切りかえたというものです。事業補助という名称に変えたけれども、実質、団体補助みたいなことが残っているようであれば、やはりご指摘をいただく必要がある。それがきちんと事業計画を踏まえて、例えば1事業いくら上限にして、どういう形で、結果として毎年90万ということで事業目的を正しくやっているということであればいいということになるでしょうから、そうした部分が改善されているかは確認いただく必要があるかなと思うのです。

【部会長】

申請書とかをきちんと見る必要があるということですね。わかりました。

次が、「教育研究会事業補助」。これも補助金審査会のときBになっているところです。

これは毎年70%台という形ですね。そうすると、どうしても予算をもうちょっと減らしてもいいじゃないという話にもなりますね。ずっと7割台だから、予算自体をもうちょっと当初から減らしたっていいじゃないということになるかもしれません。これも今と同じような形で見ていきたいと思います。

それと、次が「新宿区猫の去勢・不妊手術費助成事業」。前回審査委員会答申ではC、抜本的見直しが必要とされていた事業です。今回これは特定の団体ではなくて個人に出していて、目標どおり効果を発揮しているという評価。これは、逆に地域猫のトラブルが増えている割には、予算の執行率が10%ぐらい下がっちゃったということで、逆にもうちょっと、例えば広報の活用が必要だとかというような話も含めて出てくる話ですかね。

【委員】

飼っている猫が減ったのかもしれない。猫に起因するトラブルというのは、こういうちゃんと飼い主がいる猫以外の問題も大きいのではないですか。

【部会長】

野良猫対策ですよ。野良猫に対しても一応補助金を出していますよ。

【事務局】

補助対象費用のところで、飼い猫、雄と雌で違っていますし、飼い主のいない猫でも雄と雌で金額が違っているということですね。

【委員】

実際にいくらかかるのですかね、雄、雌。飼い主のいない猫は、これ以上かかるとしたら誰が出すのですか。

【部会長】

地域というか、連れて行く人間が出します。

【委員】

個人負担もあるんでしょう。

【部会長】

こういう予算があるということで、今後の抜本的見直しが必要ということは言われていますが、21年の評価では目標どおりの成果を達成しているだろうという。

【委員】

どこを直したのですかね。

【事務局】

前回、審査会で抜本的な見直しが必要だという指摘を受けたのは、野良猫の問題は、猫の不妊手術を助成することだけで解決するものではなくて、行政、地域住民がどうかかわるかが大事だということ。また、飼い猫に対する助成は、本来、飼い主の責任で対応すべきだから、区が助成するのは適切ではない。こういう視点なしに、単に不妊手術を助成するだけで事足りるという姿は根本解決にならないから、こういう点を踏まえて施策の展開を図って欲しいということで、抜本的見直しをすべきではないかという指摘をいただいている。

【部会長】

飼い主さんの認識ですね。犬は保健所への登録があるから。

飼い猫ばかりやっているのだったら、それは飼い主の責任でしょうという言い方はできるかもしれません。

次回、どういうふうに検討していくかということと、何をヒアリングにするかということですね。

次回の第2部会は、6月23日の水曜日の10時からになります。

【事務局】

そのときに、少なくとも例えば先ほどの実績報告や要綱などはそろえられると思います。

【部会長】

わかりました。

今日はということで、終わらせていただきます。

<閉会>